

寒河江川土地改良区たより

2019/令和元年 6/14 No.35

CONTENTS

理事長あいさつ	2
第38回通常総代会	3
平成31年(令和元年)度予算の概要について	4
賦課金、事務手数料の一部変更、決済金について	5
平成31年(令和元年)度実施土地改良事業	6
土地改良区からのお知らせほか	7～8

水 土 里

MIDORI

水は農業用水、地域用水を
土は土地、農地、土壌を
里は農村空間や農家・非農家などの
生活空間を表現しています。



水土里ネット寒河江川
(土地改良区の愛称です)

土地改良区の概要

受益面積: 3,128ha 組合員数: 4,029名

編集・発行

寒河江川土地改良区

TEL. (0237) 86-5112 FAX. (0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2
E-mail: sagae-r4@cpost.plala.or.jp <http://www.sagaegawa.com/>

早乙女による「お田植え」の様子
(伝統的稲作行事、河北町谷地地内)

通常総代会を開催

あいさつ



理事長
國井敏夫

本日は、皆様には何かとご多忙のところ、第38回通常総代会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本日の総代会には、公務ご多忙の中、時間を割いてご臨席を賜っております寒河江市・佐藤市長様、河北町・森谷町長様には心より厚く御礼を申し上げます。また、ご来賓として、市、町より各課長様にもご出席いただいております。寒河江市・河北町からは、常日頃より土地改良区の事業運営全般にわたり、特段のご配慮を賜っておりますことに対し重ねて感謝と御礼を申し上げます。

当土地改良区は、昨年の4月より、総代86名、理事9名、監事3名と職員10名の新たな執行体制で出発しました。

総代、役員ともに、定数の半

数以上が新任でありましたが、役員の皆様につきましては、理事・監事別の新任役員研修会に参加いただき、また総代の皆様にも、各地区推進協議会などで施設見聞等を実施し、ご理解とご協力のもとで現場の対応に一生懸命あたっていただきました。おかげさまで平成30年度事業につきましても予定通り進めることができ、心から感謝と御礼を申し上げます。

昨年は、6月30日及び8月5日～6日の短時間豪雨による災害、7月～8月初旬には極端な少雨・猛暑日による旱魃が心配されましたが、行政の皆様のご指導によって、多面的機能支払制度を有効に活用させていただくことができました。また、県による対応、市・町単独の災害助成にて復旧にあたっていたいただき、心より厚く御礼を申し上げます。

気象庁では、大雨と高温は将来的に増えると指摘しております。当土地改良区としても対応に備えてまいりますが、市、町におかれましても、今後とも指導・ご支援を賜りたくよろしく

お願い申し上げます。

平成31年度の農業、農村整備事業予算についてですが、当初予算と補正予算を含め平成30年度より105億円多い5,905億円が計上され、さらに安倍総理の国土強靱化計画3カ年の特別予算として1カ年546億円追加されて6,451億円が計上されました。毎年春と秋に、農林水産省と財務省へ予算要請に伺っておりますが、この予算増は皆様からのご支援による要請活動の賜物と厚く御礼を申し上げます。次年度以降も、当初予算で平成21年度時の5,800億円台を確保するため、運動を続けていかなければなりません。土地改良区の財政不安と維持管理の弱体化が進む中で、水は社会の命綱・土地改良は未来の礎として維持継続していくため、ぜひ、皆様のご理解とご支援ご協力をお願い申し上げます。

当土地改良区には、2月上旬に、平成30年度補正予算として3億円以上の予算が配分となりました。主なものは、国土強靱化に係るため池事業と防災減災

事業についてであります。後ほど議案にて説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

また、当土地改良区では、平成30年度から会計を単式簿記から複式簿記会計へ移行しておりますが、事務統一の関係から、科目の移行、廃止、新設など、まだ定まらないところがあり、県土地連の指導のもとに事務処理を行っておりますので、ご了承願います。

平成29年度、30年度と2カ年にわたり、土地改良法の改正がありました。当土地改良区では手続きが必要なものについては精査の上、次回の臨時総代会に上程していくようにしますので、よろしくお願いいたします。

本日の提出議案は、平成30年度補正予算等について3議案、平成31年度予算等について12議案であります。十分ご審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

第38回



議長

西里地区

齋藤 文男 氏

平成30年度議事

総議第24号

平成30年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金の変更について

総議第25号

平成30年度一般会計収支補正予算について

総議第26号

平成30年度事業特別会計収支補正予算について

監査報告書

平成31年(令和元年)度議事

総議第1号

平成31年(令和元年)度事業計画について

総議第2号

土地改良施設維持管理適正化事業の施行及び資金拠出について

総議第3号

平成31年(令和元年)度一般会計賦課金の賦課徴収について

総議第4号

平成31年(令和元年)度事業特別会計賦課金の賦課徴収について

総議第5号

平成31年(令和元年)度水路使用料並びに事務手数料の徴収について

総議第6号

平成31年(令和元年)度地区除外等決済金の徴収について

総議第7号

平成31年(令和元年)度一般会計収支予算について

総議第8号

平成31年(令和元年)度事業特別会計収支予算について

総議第9号

平成31年(令和元年)度一般会計及び事業特別会計の一時借入金並びに長期預貯金預入先について

総議第10号

平成31年(令和元年)度県営北谷地区並びに県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について

総議第11号

寒河江川土地改良区規約の一部改訂について

総議第12号

付帯決議について

3月9日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて、第38回通常総代会が開催されました。議長に西里地区の齋藤文男氏を選任し、平成31年(令和元年)度寒河江川土地改良区一般会計及び事業特別会計収支予算等15議案が上程され、慎重審議の結果、原案通り議決決定されました。



議決決定の様子

◆◆◆ 平成31年(令和元年)度予算の概要について ◆◆◆

※平成30年度からの複式会計移行に伴い、予算表記方法を変更しております。

収入の部

収入予算額 (千円)			説 明
一 般	土地改良事業収入	144,070	経常賦課金、維持管理決済金
	附帯事業収入	12,370	施設使用料、水路使用料
	基本財産、特定資産運用収入	403	配当金、預貯金利子等
	補助金等、負担金、受託料収入	5,944	国営造成施設管理体制整備補助金、沼川環境改善事業管理負担金ほか
	その他収入	82,175	雑収入、固定資産売却収入、積立金取崩収入、繰越金収入
	小 計	244,962	
事 業 特 別	土地改良事業収入	3,892	事業特別賦課金、地元負担金及び協力金、関係機関負担金
	交付金、受託料収入	89,360	適正化、北谷地事業交付金、基幹水利施設、北谷地、引竜事業県受託金、多面的機能、農地中間事業他団体受託金
	特定資産運用収入	31	預貯金利子等
	その他収入	52,715	雑収入、借入金収入、繰入金収入、積立金取崩収入、会計内調整収入、繰越金収入
	小 計	145,998	

収入合計 390,960千円

支出の部

支出予算額 (千円)			説 明
一 般	一般管理費支出	86,795	運営事務費、事務所費、負担金等、公租公課費ほか
	土地改良事業費支出	66,620	施設管理費、電気電力料・設備費ほか
	固定資産取得支出	2,800	備品購入費、車輛購入費
	事業特別会計繰出金支出	34,529	各事業負担繰出金
	積立金繰出支出、予備費	54,218	備荒積立金、施設更新積立金ほか、予備費
	小 計	244,962	
事 業 特 別	土地改良事業費支出	63,940	維持管理費、適正化事業費、補助事業費、受託業務費
	負担金等支出	23,260	県営事業分担金、各事業負担金
	借入金返済支出	50,060	公庫資金償還金、償還元金利子
	その他支出、予備費	8,738	積立金繰出支出、会計内調整支出、予備費
	小 計	145,998	

支出合計 390,960千円

◆平成31年(令和元年)度 土地改良区賦課金について◆

第1期 発行日：令和元年 6 月14日 納入期限：令和元年 7 月 1 日
第2期 発行日：令和元年10月15日 納入期限：令和元年10月31日

※但し、経常賦課金年額が10,000円以下の場合は、第1期で徴収します。

賦 課 種 別		10a当たり賦課金年額	第 1 期	第 2 期
一般 会計	経常 賦課金	大 堰 地 区 賦 課 金	田 4,600円	2,300円
			畑 1,530円	765円
		寒 河 江 地 区 賦 課 金	田 4,600円	2,300円
			畑 2,300円	1,150円
		白 岩 地 区 賦 課 金	田 3,900円	1,950円
			畑 2,810円	1,405円
	中 郷 地 区 賦 課 金	田 7,300円	3,650円	3,650円
		畑 1,750円	875円	875円
特別 会計	大堰地区	平 田 地 区 賦 課 金	2,000円	1,000円
		沢 畑 開 田 賦 課 金	4,000円	2,000円

◆納入通知書を受け取ったら面積と金額を確認して下さい。

もし間違いがある場合は、納期限5日前までに土地改良区に申し出て下さい。

◆各納期限までに納入されない場合は、土地改良法第39条、本土地改良区定款第30号の規定により、その延滞の日数に応じて年利14.6%の延滞金が発生します。また、納期限後60日以内に督促状が発せられた場合は督促手数料100円を徴収します。

◆平成31年(令和元年)度 事務手数料の一部変更について◆

種 別	変更前	変更後
農地転用意見書交付手数料	1 件：7,000円	1 件：8,000円
承認書交付手数料		
境界立合手数料		

◆平成31年(令和元年)度 地区除外等決済金の徴収について◆

寒河江川土地改良区地区除外処理規程により、平成31年(令和元年)度地区除外等決済金を下表の通りとします。

地区	水 系 区 分	除 外 地 区 分	10a単価	内 訳		徴収方法
				維持管理	事業償還	
大堰地区	昭 和 堰	大 堰 地 区	172,660円	172,660円		申請時に決済金を当土地改良区へ一括納入 納入確認が済み次第農地転用意見書を交付
		田中区画整理	239,800円	239,800円		
		所岡区画整理	213,160円	213,160円		
		荒町東区画整理	269,780円	269,780円		
		新吉田地区	192,410円	192,410円		
	平田溜池	平田地区	289,590円	289,590円		
寒河江地区	引竜溜池	引竜地区	182,470円	182,470円		
	昭和堰・高松堰新堰	寒河江地区	184,550円	184,550円		
	白 岩	白 岩 地 区	109,230円	109,230円		
	中 郷	中 郷 地 区	256,500円	256,500円		
	県営鹿島石持地区畑地帯総合整備事業	畑地かんがい事業	184,550円	184,550円		
付 記		※大堰地区の内、県営は場整備事業で造成された農道を使用するため地区編入した畑を農地転用等により地区除外した場合は、1/3の決済金を徴収します。 ※寒河江地区は、田から畑への地目変更時に1/2、畑から農地転用等により地区除外した場合は、1/2の決済金を徴収します。				

平成31年(令和元年)度に実施する主な土地改良事業

県営北谷地区農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業) 県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)

北谷地区…平成31年(令和元年)度事業費

31,000,000円

引竜地区…平成31年(令和元年)度事業費

10,000,000円

北谷地区は、事業6年目の本年度は、平成30年度補正事業費(24,000,000円)も含め、吉田地内の用水路整備工事並びに排水路整備工事を実施する計画です。

引竜地区は、事業3年目の本年度は、平成30年度補正事業費(213,272,000円)も含め、仲之崎地区区画整理工事(4・2ha)、並びに童子地区区画整理工事(9・9ha)を実施する計画です。換地業務では、一時指定利用に係る業務を実施する計画です。

県営平田地区農村地域防災減災事業(ため池整備事業)

平成31年(令和元年)度事業費

110,000,000円

老朽化した平田ため池の整備改修を実施するもので、事業4年目の本年度は、平成30年度補正事業費(70,000,000円)も含め、昨年度に引き続き管理用道路の補修工事を行う計画です。

県営寒河江南部地区農地防災事業(農村災害対策整備事業)

事業費

200,000,000円

老朽化した新堰用水隧道を改修し、用水の安定供給を図るもので、事業7年目の本年度は、隧道内の側壁にコンクリートを打設する計画です。

土地改良施設維持管理適正化事業

事業費

28,500,000円

土地改良施設の機能向上・機能回復等を図るため、資金造成事業に加入し整備工事を行うもので、本年度は次の施設について事業を実施する計画です。

- ・谷地堰幹線用水路白山堂除塵機(整備補修)
(20,500,000円)
- ・二ノ堰幹線用水路三条除塵機(整備補修)
(4,000,000円)
- ・二ノ堰幹線用水路(土砂浚渫)
(4,000,000円)



老朽化が著しい白山堂除塵機
(河北町西里地内)

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事 由	申請書の種類	注 意 点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組合員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金※が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施行承認願 確約書	改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したい など	施行承認願	改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

※「決済金」の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規定により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の管理費等の負担額について一時払いをもって決済していただくものです。
手続きがない場合は土地原簿から除外されることなく、そのまま賦課されますので必ず届出をお願いします。

賦課金は期日を守って納入してください!!

土地改良区の賦課金は、運営費や土地改良施設の維持管理費に充てられる重要な経費です。一部組合員の滞納によって、土地改良区の業務運営に支障が生じることのないよう、公平な費用負担の面からも納付期限内に納入くださいますようお願いいたします。

未納者につきまして、役職員が電話連絡や戸別訪問を行い、納入の督促を行っておりますが、それでも難しい場合は、国税徴収法に準じて財産の差し押さえ、公売等の滞納処分を執行させていただくことになりますのでご了承をお願いいたします。

もし、一括納入ができない場合や諸事情により納入が困難な場合は、様々な対応を個別に行わせていただいておりますので、土地改良区事務所までご相談くださいますようお願いいたします。

注意!! 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき(競売を含む)や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

ゆうちょ銀行での納付開始のお知らせ

平成31年(令和元年)度より賦課金、地区除外決済金、各種手数料がゆうちょ銀行でも納付できるようになります。

納付用紙は土地改良区に用意してありますので、ご希望の方は、下記まで連絡をお願いします。

寒河江川土地改良区賦課係 TEL:0237-86-5112

** 賦課金の納入は便利な口座振替で **

1. 納入のために土地改良区や取扱金融機関へ行く手間が省けます。
2. 納入期限の心配と納入忘れが防げます。
3. 納期の前に残高確認をお願いします。

水管理のお願い

農業用水は、水利権によって期間ごとに取水量が定められています。限られた水を有効に利用するためにも掛け流しはしない、極端な堰止めはしない等、農家の方一人ひとりの適切な水管理をお願いします。

また、除草作業の際は、刈り取った草を水路へ流さないように注意してください。下流域への通水の阻害要因となります。

なお、大雨注意報等発令の際は、災害防止のため、断水となる場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

事故防止・不法投棄防止にご協力ください！

土地改良施設（頭首工・溜池・用排水路等）の安全管理については、土地改良区でも関係機関を通じ対策を講じておりますが、幼児については、家の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状ですので、集落全体、子供会等の組織を通して隣同士、家族ぐるみの安全教育を実施していただきたくお願いします。

また、年々ゴミを不法投棄する人が後を絶たず多大な費用を組合員の賦課金で賄っております。水路に空き缶・ビニール等のゴミを捨てないようお願いいたします。もし、投棄者を発見しましたら土地改良区にご連絡をお願いします。

平成31年(令和元年)度 事務局体制

	職 名	氏 名	担当地区
	課長兼会計主任	松田 和之	谷地、北谷地、西根
	課長補佐兼総務係長	伊藤 義則	溝延、三泉、醍醐
総務・財務	賦課徴収主任	阿部 良平	寒河江、白岩
	会計担当主事	浦山恵美子	—
	庶務担当主事	布施千佳子	—
工務・事業	工務係長(施設管理専門員)	渡辺 明弘	高松、柴橋
	事業管理係長	佐藤 裕斗	谷地、西里、北谷地
	工務担当技師	奥山 拓己	三泉
	事業管理指導員	堀 武夫	—

新規採用職員紹介



工務担当技師 奥山 拓己

まわりの皆様にご指導をいただきながら、一生懸命業務に取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

農事用電力に係る経過措置継続へ向けて

現在、各電気事業者は、農業等への影響を踏まえ、経過措置のある低圧分野のみならず、特別高圧、高圧分野においても従来の農事用電力メニューを継続している状況です。

この経過措置は令和2年3月末までとされていることから、現在、経済産業省の小委員会等において課題検討を行っています。

経過措置の終了後、仮に農事用電力メニューが撤廃された場合、農業水利施設の維持管理に多大な影響を及ぼすことになりかねないことから、当土地改良区でも山形県、山形県土地改良事業団体連合会等を通じて、関係機関に対し、経過措置継続の要請活動を行っています。

ホームページのご案内

今年度より当土地改良区のホームページをリニューアルしました。

より多くの皆様に土地改良区の仕事をご理解いただけるよう、当土地改良区の「今」について、旬な情報を随時掲載していきます。

是非、ご覧下さい!!

<http://www.sagaegawa.com/>

寒河江川土地改良区

検索